

◆ 二十九番(今井光子)

大滝ダムについて、土木部長に伺います。

国は、大滝ダムの試験湛水を十二月十五日から始めると発表しました。台風十二号によって、これまで地すべり地域とされていなかった迫地域の大規模崩落により、国道一六九号の西谷橋が土砂とともにダム湖に流されるという大災害が発生をいたしました。崩落した土砂は東京ドーム一杯分です。ここは、この青いところがすべて工事をしているところです。今回崩落したところは、一切工事がされていなかった、全くノーチェックのところが崩れています。ダム建設に際して最も注意しなければならないことは、堤体の破壊、または、湛水斜面の地すべりによってダムにためられた水の一部ないし全部が一挙に下流に流出し下流域で洪水を引き起こすことです。現地を見て、私は、台風十二号の後の安全点検を行うべきだと決算審査特別委員会で要望いたしました。国は、専門家を入れて調査を行ったということですが、国の回答書は、現地調査観測データを確認したが、西谷橋付近の崩壊を除き、総合的に特段の変状は見当たらないとなっています。しかし、滑らないとしていた西谷橋付近の崩落そのものが大問題で、到底納得できるものではありません。

今回の試験湛水について、国土問題研究所理事長で長年地形土壌災害研究に携わっております奥西一夫氏は、「白屋地区については、地すべり発生域を地すべり域とゆるみ域に分け、それぞれ別の目標安全率を設定することにより工事量を減らしているが、当然、それに起因して安全性が低下している。今回の試験湛水で必ず地すべりが起こるとは言えないが、起こる可能性は否定できない。そのほか、大滝ダム建設工事前に国土交通省が地すべりの可能性があるとして調査し対策を行った斜面については、再評価委員会が取り上げた斜面以外は白屋地区地すべりの発生によって対策工事が必ずしも十分でなかったことが明らかになったが、放置されており、白屋地区の斜面よりも危険度

は高いと考えられる。具体的には、寺尾、人知、迫の役場周辺の地域です。再評価委員会が取り上げた斜面では十分な対策が行われたと評価できるが、対象斜面はごく限定されており、これをもって湛水域の斜面が安全になったとは到底言えない」とのコメントをいただきました。

昨年八月に国土交通省が発表した調査結果によると、十万立法メートル以上の土砂災害が生じた深層崩壊は、一八六八年以降、少なくとも百十二件、そのうち三十四件が紀伊半島、さらに、二十七件が奈良県で発生しています。紀伊半島は、中央構造線断層帯が走りプレートがぶつかり合って地盤に割れ目などの変形が多い。雨も多く、深層崩壊を起こしやすい条件がそろっています。二〇〇三年のときは、白屋地区の住民が住んでいて家屋や道路のひび割れをいち早くキャッチしました。三月から湛水を開始して、四月に亀裂が生じ、日本共産党は、五月の連休明けに湛水の中止を申し入れましたが、その当時でも、国は、湛水が亀裂の原因か不明として、亀裂対策委員会で調査を行い、やっと因果関係を認めて水位を下げたのは八月になってからでした。白屋地区は全戸移転でだれもいなくなりました。村民は、試験湛水によって、またどこかで地すべりが起こるのではないかと不安を感じています。

大滝ダムは、昭和三十七年から四十年に及ぶ長い歳月と三千六百四十億円という莫大な国家予算を投入して進めてきた国家プロジェクトです。安全の想定は、科学的、客観的なデータに基づくこと、万人の納得が得られることが必要不可欠の条件です。深層崩壊のメカニズム調査もこれからです。なぜそんなに急ぐ必要があるのでしょうか。県は、国の報告だけでなく、独自の調査を行い、台風十二号の傷跡も癒えない今の段階で試験湛水は中止するよう国に働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、西谷橋の崩落で国道一六九号が通行どめになりました。対岸道路が迂回路になり奥地の孤立化を防ぐことができました。今回の災害も含めて、対岸道路の整備をしていただくように要望をしておきま

す。

◎土木部長（大庭孝之）（登壇）二十九番今井議員からの私への質問は、大滝ダムについてでございます。今の段階で試験湛水を中止するよう国に働きかけるべきと考えるがどうかというご質問です。

大滝ダムにつきましては、ことし十一月に大滝地区の地すべり対策工事が完了し、白屋、迫地区を含め三箇所地のすべり対策が完了しました。この対策工事に引き続き試験湛水が実施される予定でありましたが、台風十二号、紀伊半島大水害により、九月四日に迫地区において大規模な土砂崩れが発生したことなどから、本県から国に対しダムの十分な安全点検を要請した結果、国からは、文章により、その安全性について確認を得ております。国からの報告によりますと、豪雨直後、臨時の安全点検として、一週間にわたり、ダム貯水池斜面の地下水位、斜面の傾き、斜面の移動などの挙動観測が全域で重点的に行われ安全性が確認されたと聞いております。

また、その後も、地すべりの専門家により、現地と空から、三日間、調査が行われ、試験湛水実施については問題がないことが確認されている。さらに、三十四箇所の観測機器等の追加により観測体制が強化されましたが、これまでにすべての機器において異常はないと報告を受けております。

県としては、このような報告に対し、現地調査等により内容を確認した上で、国においては、十二月十五日から安全な試験湛水が実施されるものと考えております。

なお、県といたしましては、試験湛水中やダム供用後の貯水地斜面の安全確認についても、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行うよう国に対し要望していきたいと思っております。

以上です。

#### ◆ 二十九番（今井光子）

大滝ダムの問題です。大滝ダムにつきましては、昭和三十七年に吉野川の大滝ダム事務所ができましたから、もう半世紀たつという、大変長い歳月がかかっている事業です。先日、川上村の村長さんから、村は復興に向けて大変頑張っていると、橋の架設の工事も進んでいるというようなお手紙などいただいております。この、災害がありましても、迂回路を使って、あそこのホテルは使えるようになっておりますし、ぜひ、皆さんには川上村に行っていただきたいと思うんですけれども、それだけに、住民の皆さんの、やはりこのダムによって村

の運命が左右されたというか、そういう長い歴史がある、その最後の場面のところで、やはり私は、この迫の崩落、全くのノーマークだったところがなぜ起こったのかという、そこのメカニズムがまだこれから平成二十六年にかけて深層崩壊のメカニズムを明らかにしていくと県の方は言われておりましたけれども、その前に、スケジュールに沿ってどんどん進めていくということであれば、この間、何度も同じ誤りをしたことの繰り返しになるのではないかというふうに思っております。もう最後の総仕上げというそういうときに、本当に、皆さんがこれだったら大丈夫だと思えるような、そういうことで進めるべきではないかというふうに思いますけれども、その点で、もう一度、お尋ねをしたいと思っております。

それから、介護保険の取り崩しの額ですが、まだ今のところははっきり出ないということですが、今、市町村の方では、幾らぐらいの介護保険料にするかということ、一所懸命考えている時間でございますので、いつになれば明らかになるのか、その見通しについてお尋ねしたいと思っております。

◎土木部長（大庭孝之） 大滝ダムに関する安全の観点についての再質問でございました。

大滝ダムにつきましては、迫の土砂崩れの後に、観測を強化し、また、いろいろな観測機器を設置して観測をした結果、大きな変異も見られないというところがございます。ダムの地下水位、あるいは、斜面の傾きなどの挙動観測を重点的に行われた結果、問題がないということが確認されたというところがございます。

一方で、先ほど川上村村長さんのお話もございましたが、地元からも、強い要望、しっかりとやってほしいという要望も国土交通省の方に届いているというふうに聞いております。

そうした中で、試験湛水を行っていく上に当たりましては、十二月十五日より試験湛水を行い、平年並みの降雨であれば来年の五月上旬に満水となり、その後、水位を低下させ、六月下旬に試験湛水を完了するという予定になっていると聞いております。我々奈良県といたしましても、この試験湛水中を含め、しっかりと安全確認をしていただき、また、地元の方々の声も、先ほど申し上げましたが、細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行いながら進めていただくよう国に対し要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

◆二十九番（今井光子）

大滝ダムですけれども、機器をいろいろ取りつけられたということですが、私は、非常に心配しますのは、前のときは、白屋の方が住んでおりました、いち早くキャッチされているんです。地元の方は、においがしたら注意をせよとか、井戸水の色が変わったら注意をせよとか、昔から言われてきて、そういうものがあつたと思うんですが、そういうにおいとか色のチェックとか、そうしたことが機器を取りつけることで果たして可能なかどうか、そういうような点を非常に心配をしております。その点で、そのあたりも大丈夫なのか、その点も、一回、お尋ねをしたいと思います。

それから、この基金の取り崩しですが、来年度予算までに出るのは当たり前前のことでありまして、これについて、やはりいち早く市町村に知らせてあげていただきたいというふうに思います。

◎土木部長（大庭孝之） 再々質問ということですので、お答えいたします。

先ほども申しましたように、湛水時の安全確認につきましては、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、そういう経験、カンを持っていらっしゃる地域の方々の声も注意を払いながらやっていただくよう国に対し要望してまいりたいと思っております。